

「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務に係る 一般競争入札における仕様書

1 業務名

「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務

2 委託目的

明治以来初の中央省庁移転となる令和4年度の文化庁全面的移転の機運醸成を目的に、オール京都体制で京都から地域文化を広く発信するウェブサイトの構築について委託する。

3 業務内容

ウェブサイト作成・管理運營業務

別添『「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務作成指針』に基づき、文化庁京都移転ロゴマークを広く周知できるウェブサイトを構築し、管理運営すること。

なお、ウェブサイトの公開予定は令和3年9月末を予定しており、ティザーページについては令和3年7月31日を予定している。

4 履行期間

ア 制作業務

契約締結日から令和3年9月30日まで

イ 運用保守業務

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

5 成果品

- (1) 制作業務完了時には、以下に示す成果物を紙媒体及びCD-ROM等の電子媒体で納品
 - ・ウェブサイト設計
 - ・システム仕様書
 - ・操作マニュアル
- (2) ウェブサイトへのアクセス情報等の解析データ（月ごと、年別）

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と発注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者（文化庁京都移転準備委員会）に帰属する。
また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏洩したり、その他の目的に転用してはならない。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。